

# 藤沢市斎場使用の注意事項

2025年（令和7年）4月1日  
藤沢市 福祉総務課

## 1. 大ホール使用

- (1) 入口の立て看板、忌中幕及び受付所は施設見取図中の点線①より大ホールロビー側に設置してください。
- (2) 会葬者の順路として第1控室前通路を使用する場合、引き出物等を渡すテーブル等は施設見取図中の点線①より大ホールロビー側に、施設見取図中の点線②より第1控室側にそれぞれ設置してください。
- (3) 大ホールロビー、エントランスホール及び各通路等への幕張はお控えください。
- (4) 大ホール祭壇の後幕はお控えください。

## 2. 小ホール使用

- (1) 入口の立て看板及び忌中幕は、施設見取図中の点線③より小ホール側に設置してください。
- (2) 後幕をする場合は、垂木にポールを使用して幕を張ってください。
- (3) 入口の提灯設置はお控えください。
- (4) 通夜当日の正午までに大ホールの使用申し込みがない場合に限り、第2、第3控室をお清め処として使用することができます。

## 3. 控室葬儀利用

- (1) 第1控室での通夜・告別式使用の場合、受付所は施設見取図中の点線②より第1控室側に設置してください。
- (2) 第1、第2、第3、第4控室での通夜・告別式に限り各室出入口前に受付所を設置できます。ただし、通路としての使用を妨げないよう、安全確保に留意してください。

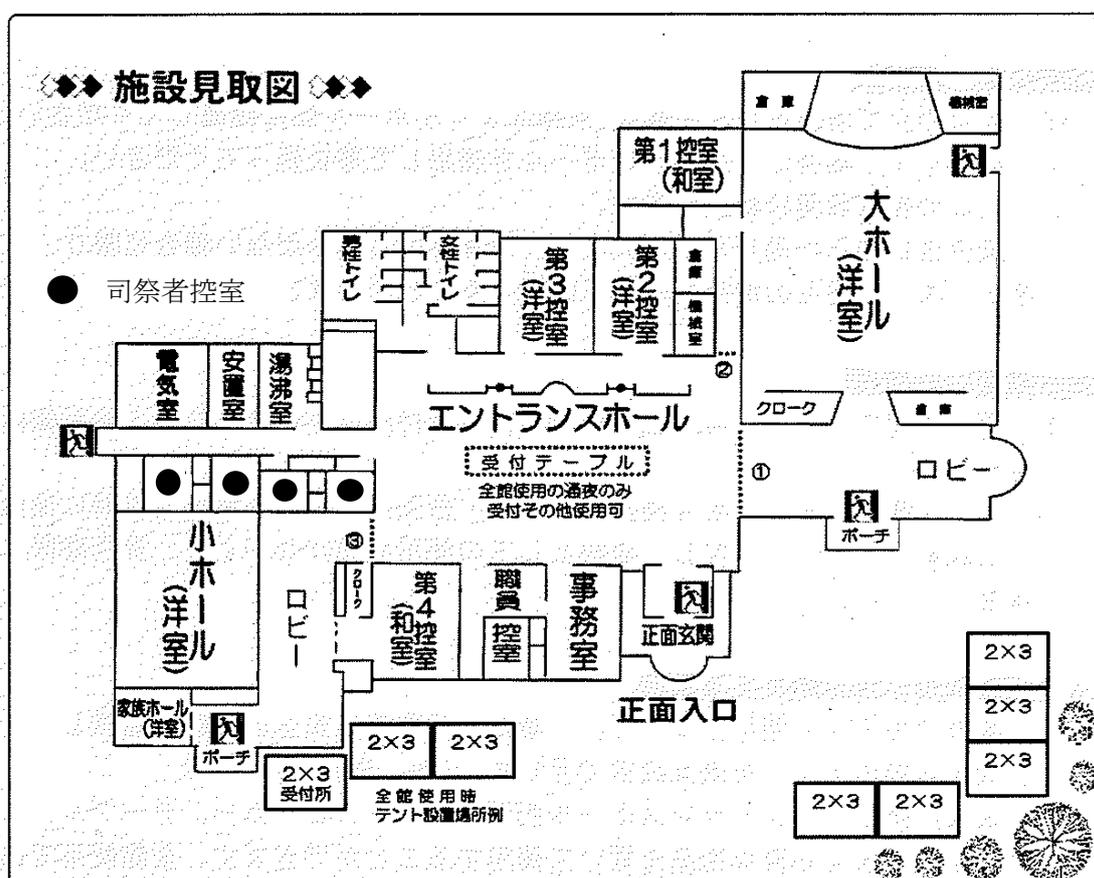
## 4. 全館貸し切り使用に限り許可する事項

- (1) 場外でのテント使用については、避難用通路等、安全の確保に留意し、2間×3間のテントを適宜設営できます。（例：施設見取図）
- (2) 通夜に限り、エントランスホール内にテレビ、スピーカー、テーブル、イス及び受付所等必要な物品を置いて使用することができます。全館使用であっても告別式での同様の使用はお控えください。

## 5. 共通事項

- (1) 場外、正面玄関、エントランスホール等の共用部分には、飾り、看板、テーブル等の設置はお控えください。（上記4の全館貸し切り使用を除く）
- (2) エントランスホール、ロビーでのスピーカーの使用はお控えください。  
ただし、出棺時の喪主挨拶等の場合は、各ホールポーチに設置してください。
- (3) 放送設備スイッチ類の操作は注意書き貼り紙の範囲でお願いします。

- (4) 場内外での清めの水打ちはお控えください。
- (5) 花環については、場内・場外ともに設置はお控えください。
- (6) 搬入、搬出、設営時には必要に応じて床などの保護（敷物等各自用意）をお願いします。万が一破損等の場合は弁償させていただきます。
- (7) 火葬場から戻り初七日法要を行う場合、出棺時間は午前11時までとします。帰場後の清め塩の実施、踏み塩、手洗桶の設置はお控えください。
- (8) ご遺体を安置室に搬入する場合は、納棺後とします。（要ドライアイス）
- (9) 全館貸し切り使用の予約については、事前相談および事前提出書類が必要です。詳細については、「全館貸し切り使用に係る予約の手順」をご確認ください。
- (10) 多数の参列者、お車の来場が予想される場合は、交通整理や誘導員等の配備をお願いします。



その他、ご不明の点、ご相談は斎場事務室までお問い合わせください。

藤沢市斎場 藤沢市大庭3761番地 ☎0466-87-5589